

BBN mobile Wi-Fi

powered by ONLYSERVICE

規約集

お申込サービスの規約内容にご同意のうえ、
お申し込みください。
必ず重要事項説明もお読み下さい。

本書面の内容について同意し、ONLYSERVICE、BBN mobile Wi-Fi を申し込み
ます。

ご同意日	年 月 日
ご署名	

※記載の価格は税抜価格です。

※記載されている会社名、製品名およびサービス名は、各社の登録商標および商標です。

※サービス内容および提供条件は、改善等のため予告なく変更する場合があります。

BBN mobile Wi-Fi powered by ONLYSERVICE

第 24 条 (月額料等の支払義務)

1.本サービスの会員は、その契約に基づいて弊社が会員回線の提供を開始した日から契約の解除があった日が属する月の末日までの期間について、料金表(月額料(基本使用料、機器割賦代金およびユニバーサルサービス料))に規定する料金の支払いを要します。

- 前項の期間において、利用の一時中断または利用停止により本サービスを利用することができない状態が生じたとき(月額料およびユニバーサルサービス料(以下「月額料等」といいます))の支払いは次のとおりとします。
- 利用の一時中断または利用停止があったときでも、会員は、その期間中の月額料等の支払いを要します。
- 会員は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかつた期間中の月額料等の支払いを要します。

事由	支払いを要しない料金
会員の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます)が生じた場合に、そのことを弊社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が継続したとき	そのことを弊社が認知した時刻以後の利用できなかつた時間(24時間の倍数である部分に限ります)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスについての料金

3.弊社は、支払いを要しないこととされている料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第 25 条 (債権の譲渡)

弊社は、購入者に対する売買契約に基づく債権を第三者に譲渡することや担保に供することがあります。この場合において、購入者は、当該債権の譲渡及び弊社が購入者の個人情報や譲渡先または担保権者に提供することに関わらず同意するものとします。

第 26 条 (契約解除料)

- 弊社は、本サービスについて、第 14 条(最低利用期間)の規定により、契約期間を設定することができるものとします。契約期間は、本サービスの利用開始月から弊社が定める期間とします。
- 会員が、契約期間満了月の翌月(以下「更新月」といいます)以外の暦月に解約する場合、契約解除料として、弊社が定める解約金が発生するものとし、別紙料金表(契約解除料)に規定する料金の支払いを要します。
- 会員が契約更新月に本サービスを解約しない場合、当該契約更新月を含み、同期間の新たな契約期間が自動的に設定されるものとし、以降も同様に更新されるものとします。
- 第 17 条(提供の中止)に基づく本サービスの提供の中止があっても、本サービスの契約期間に変更はありません(本サービスの提供の中止の間、契約期間の進行が停止するものではありません)。
- 第 18 条(会員からの請求によるサービスの一時中断)に基づく本サービスの利用の一時中断があっても、本サービスの契約期間に変更はありません(本サービスの利用の一時中断の間、契約期間の進行が停止するものではありません)。
- 第 19 条(利用停止)に基づく本サービスの提供の停止があっても、本サービスの契約期間に変更はありません(本サービスの提供の停止の間、契約期間の進行が停止するものではありません)。

第 27 条 (手続に関する料金の支払義務)

会員は、本サービスに係る契約の申込みまたは手続を要する請求をしたとき、その承諾を受けたときは、別紙料金表に規定する手続に関する料金の支払いを要します。ただし、その手続の着手前にその契約の解除または請求の取消があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、弊社は、その料金を返還します。

第 28 条 (料金の計算等)

料金の計算方法並びに料金の支払方法は、別途弊社が定めるところによります。

第 29 条 (割増金)

会員は、料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします)の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額(料金表の規定により消費税相当額を加えないこととされている料金にあつては、その免れた額の 2 倍に相当する額)を割増金として支払うことができます。

第 30 条 (延滞利息)

会員は、料金その他の債務(延滞利息を除きます)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払いがあつた場合には、この限りではありません。

第 6 章 端末機器

第 31 条 (端末機器)

本サービスの利用には、端末機器が必要となります。会員は本サービスの利用にあたり、弊社が指定する端末機器を購入または、会員自らが端末機器を用意する必要があります。

第 32 条 (端末機器の提供地域)

弊社は、日本国内においてのみ端末機器を提供するものであり、日本国外では提供しないものとします。

第 33 条 (端末機器の売買契約)

- 端末機器の購入申込みにあつては、本規約に同意の上、弊社所定の手続きに従つて行うものとします。
- 会員と弊社との端末機器に関する売買契約(以下、「売買契約」といいます)は、前項に定める購入申込みを弊社が受け付け、これを承諾した時点で成立するものとします。この承諾は、弊社所定の方法で通知することにより行われます。
- 端末機器の所有権は、会員が弊社へ商品代金の全額の支払いを完了した時点で、会員へ移転するものとします。なお、会員は、端末機器の所有権移転前においては、端末機器を担保に供し、賃貸、譲渡、又は転売することができないものとします。

第 34 条 (端末機器の引き渡し)

- 弊社は、店舗でまたは配送業者を利用して、端末機器を引き渡すものとします。
 - 店舗での引き渡しまたは配送の完了をもって、弊社の売主としての引き渡し債務は履行されたものとし、端末機器に対する危険の負担は会員に移転します。
 - 会員は端末機器の受領後、本サービスを利用できるように端末機器を管理するものとします。弊社は、会員が改変等端末機器に変更を加えたことにより本サービスを正常に利用できなかつたとしても、一切の責任を負いません。
- ### 第 35 条 (端末機器の配送)
- 弊社は、配送業者を利用して端末機器を引き渡す場合、弊社所定の配送業者による宅配便を利用するものとします。なお、端末機器を購入した場合、配送にあたり会員の端末機器代金の支払方法が確定している必要があります。
 - 配送は日本国内に限ります。
 - 弊社は、端末機器の売買契約の締結後、概ね 7 日以内に、会員が弊社に届出た住所へ端末機器の配送を行います。
 - 端末機器の配送に、売買契約の締結後、概ね 14 日以上要する場合は、弊社は弊社所定の方法により会員に通知するものとします。

第 36 条 (端末機器の返品等)

- 弊社は、端末機器の返品を承りません。
- 端末機器の交換は、弊社の責めに帰すべき事由による破損、汚損またはその他弊社が別途認める場合に限り行うことができます。なお、この場合、会員は端末機器を受領した日より起算して 14 日以内に、当該端末機器を交換する旨を弊社所定の方法により弊社に通知しなければなりません。
- 前項に基づく、端末機器の交換は、弊社が別途定める方法によって行うものとします。
- 本条第 2 項に基づく端末機器の交換に要する送料は、弊社が負担するものとします。
- 本条第 2 項の期間経過後の端末機器の保証については、端末機器に付される保証書やその他の書面等に記載される条件に従うものとします。

第 37 条 (売買契約の解除)

弊社は、次の各号の場合、会員に対し通知することにより、売買契約を解除できるものとします。

- 会員が本規約に違反した場合
- 端末機器代金について、会員が、弊社が定める支払期日を過ぎてもなお支払いを行わない場合
- 弊社が、会員が弊社に届出た住所に端末機器を配送したにも関わらず、会員の不在等により端末機器の引き渡しができず、かつ、かかる配送の時から 7 日経過してもなお当該会員から何ら連絡がない場合

第 38 条 (故障等)

- 会員は、端末機器が故障・破損等により、利用することができなくなつたときは、弊社に対して、端末機器の修理を請求することができます。なお、費用については、弊社が別に定めるものとし、修理を請求した会員はこれを支払うものとします。ただし、当該端末機器の故障・破損等が、弊社の責めに帰すべき事由による場合は、弊社は無償により交換を行います。
- 前項にかかわらず、以下の場合には、弊社は修理を拒むことが出来るものとします。
 - 不当な修理、分解または改造(ソフトウェアを含む)が行われた場合
 - 取扱説明書に違反する方法で使用した場合
 - 会員の不十分な梱包により、輸送中に破損したと考えられる場合
 - 損傷が激しく、修理しても機能の維持が困難であると弊社が判断した場合

第 7 章 USIM カード

第 39 条 (USIM カード)

- 弊社は、会員に対して、本サービスの利用に必要な USIM カードを貸し出します。
- USIM カードの仕様、性能等は予告なしに変更する場合があります。
- オプションサービスの利用等会員の都合により、USIM カードを変更する必要がある場合は、会員は変更手数料 3,000 円(税込)を支払うものとします。

第 40 条 (情報の登録)

弊社は、次の場合に、USIM カードに本サービスおよびオプションサービスの提供に必要な情報の登録を行います。

- USIM カードを貸与する場合
- 会員から USIM カードへの電話番号その他の情報の登録請求があり、弊社がそれを必要と判断した場合
- その他弊社が本サービスおよびオプションサービスの提供に必要と判断した場合

第 41 条 (情報の消去)

弊社は、本契約が終了したとき、第 39 条(USIM カード)の規定により USIM カードの変更を行ったとき、本サービスの提供が終了したときまたは弊社が特に必要と判断したときに、USIM カードに登録された情報を消去します。

第 42 条 (USIM カードの管理責任)

- 会員は、弊社より貸与を受けた USIM カードを善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
- 会員は、USIM カードの盗難にあつた場合、紛失した場合または毀損した場合は、弊社に対して直ちにその旨を連絡

するとともに、必要な手続き(警察に対する盗難届の提出等)を行うものとします。

- 弊社は、第三者が USIM カードを利用した場合であっても、その USIM カードの貸与を受けている会員が利用したものとみなして取り扱います。
- 弊社は、USIM カードの盗難、紛失または毀損に起因して会員に損害が生じても、責任を負わないものとします。

第 43 条 (USIM カードの故障等)

会員は、USIM カードが故障・破損等により、通信を利用することができなくなつたときは、弊社に対して、USIM カードの修理を請求することができます。なお、費用については、弊社が別に定めるものとし、会員はこれを支払うものとします。ただし、当該 USIM カードの故障・破損等が、弊社の責めに帰すべき事由による場合は、弊社は無償により交換を行います。

第 44 条 (USIM カードの返却)

- 会員は、本契約が終了したときまたは第 39 条(USIM カード)の規定により USIM カードの変更を行ったときは、弊社の選択により、弊社が指定する方法で弊社所定の期日までに USIM カードを返却または廃棄するものとします。
- 前項において、弊社が USIM カードの返却を選択し、弊社が定める期日までに USIM カードの返却がない場合、会員は弊社に対して、USIM カード費用 3,000 円(税込)を支払うものとします。

第 8 章 モバイル Wi-Fi ルーター

第 45 条 (モバイル Wi-Fi ルーター)

- モバイル Wi-Fi ルーターの仕様、性能等は予告なしに変更する場合があります。
- 会員は弊社が本サービスで提供する USIM カード以外を、モバイル Wi-Fi ルーターに差し替えて利用することを禁止します。

第 46 条 (モバイル Wi-Fi ルーターの管理責任)

- 会員は、モバイル Wi-Fi ルーターの盗難にあつた場合、紛失した場合または毀損した場合は、弊社に対して直ちにその旨を連絡するとともに、必要な手続き(警察に対する盗難届の提出等)を行うものとします。
- 弊社は、第三者がモバイル Wi-Fi ルーターを利用した場合であっても、そのモバイル Wi-Fi ルーターの貸与を受けている会員が利用したものとみなして取り扱います。
- 弊社は、モバイル Wi-Fi ルーターの盗難、紛失または毀損に起因して会員に損害が生じても、責任を負わないものとします。

第 47 条 (モバイル Wi-Fi ルーターの故障等)

会員は、オプションサービスの Wi-Fi 安心サービスに加入している場合、モバイル Wi-Fi ルーターが故障・破損等により、通信に利用することができなくなつたときは、弊社に対して、モバイル Wi-Fi ルーターの修理を請求することができます。なお、費用については、弊社が別に定めるものとし、会員はこれを支払うものとします。なお、Wi-Fi 安心サービスにご加入いただけない場合、機器の再購入は 40,000 円(税別)となります。ただし、当該モバイル Wi-Fi ルーターの故障・破損等が、弊社の責めに帰すべき事由による場合は、弊社は無償により交換を行います。

第 9 章 雑則

第 48 条 (ID およびパスワードの管理)

- 本サービスの利用にあたり、弊社または接続事業者より会員に対して ID およびパスワードを発行することがあります。この場合、会員は当該 ID およびパスワードについて管理する義務を負うものとします。
- 会員以外の第三者が会員の ID およびパスワードを使用して本サービスまたはオプションサービスを利用した場合、弊社は当該利用行為を会員本人による利用とみなし、会員は当該 ID およびパスワードを使用した行為につき一切の責任を負うものとします。また、この場合、会員の故意過失の有無にかかわらず、料金を当該会員に請求できるものとし、会員が被る損害等について一切責任を負わないものとします。

第 49 条 (責任の制限)

- 弊社は、弊社の責めに帰すべき事由により、本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方の提供をしなかつたときは、当該サービスが全く利用できない状態(本契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下本条において同じとします。))にあることを弊社が知つた時刻から起算して、24 時間以上その状態が継続したときに限り、弊社は、その全く利用できない時間を 24 で除した商(小数点以下の端数を四捨五入するものとします。))に月額基本料金の 30 分の 1 を乗じて算出した額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 弊社の故意または重大な過失により本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方の提供をしなかつたときは、前項の規定は適用しません。
- 弊社は、予見可能性の有無にかかわらず、間接損害、特別損害、偶発的損害、派生的損害、結果的損害および逸失利益については、一切責任を負わないものとします。

第 50 条 (免責事項)

- 弊社は、会員が本サービスまたはオプションサービスを利用したことまたは利用できなかったこともしくは本契約に関連して損害を被つた場合(第 13 条(弊社による解約)、第 17 条(提供の中止)、第 19 条(利用停止)、第 20 条(禁止事項)、第 21 条(通信の条件)、および第 22 条(通信利用の制限等))による場合を含みます。))において、第 49 条(責任の制限)による場合を除き、一切責任を負わないものとします。
- 弊社は弊社設備に蓄積または保管された情報またはデータ等を保護する義務を負わないものとし、その消滅、削除、変更または改ざん等があつた場合においても前項と同様とします。
- 弊社は、会員が本サービスまたはオプションサービスを利用することにより得た情報等について、その完全性、正確性、有用性等その他何らの保証もしないものとします。
- 弊社は、会員の行為については、一切責任を負わないものとし、会員は、第三者との間で争が生じた場合には自己の責任と費用により解決するとともに、弊社を免責し、弊社に損害を与えた場合には、当該損害を賠償する義務を負うものとします。
- 天災、事変、その他不可抗力、第三者の設備および回線等の障害等、弊社の責めに帰さない事由により会員が被つた損害において、弊社は一切の責任を負わないものとします。

第 51 条 (個人情報の取扱い)

弊社は、本サービスまたはオプションサービスの提供において知り得た個人情報、弊社が別途定める「個人情報の取扱い」に則り、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとします。

第 52 条 (端末設備)

- 会員は、通信設備およびソフトウェア等、本サービスおよびオプションサービスを利用するために必要な設備および機器(以下、「端末設備」といいます)を自己の責任と費用で用意し、本サービスおよびオプションサービスを利用できるように管理するものとします。
 - 弊社は、本サービスおよびオプションサービスの利用のために必要なまたは適している端末設備を指定できるものとす。会員がこれに従わない場合、本サービスおよびオプションサービスを利用できない場合があります。
- ### 第 53 条 (サービスの変更等)
- 弊社は、事前に通知その他の手続きをすることなく、本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方の内容の変更等ができるものとします。ただし、会員にとって不利な変更等の場合、弊社は事前に通知するものとします。
 - 弊社は事前に通知することなく、会員の承諾を得ることなく、本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方のサービスのうち、全部または一部を休廃止できるものとします。

第 54 条 (準拠法)

本規約は日本法に準拠し、日本法により解釈されるものとします。

第 55 条 (合意管轄)

本規約に関する訴訟については、大阪簡易裁判所または大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。2019 年 3 月 15 日制定

3. 第1項の規定に従い、会員のONLYSERVICE利用資格が停止、失効または終了した場合であっても、会員によって既に支払われたONLYSERVICEに関する料金等を、一切払い戻す義務を負わないものとします。

4. 運営元は、営業上、技術上などの理由によりONLYSERVICEの全部または一部を一時的にまたは永続的に廃止することがあります。

① 運営元は、ONLYSERVICEの廃止を行う場合、1ヶ月前までに会員に廃止の理由を通知することとします。なお、運営元が緊急であると判断し、やむを得ない場合は、この限りではありません。

② 運営元は、ONLYSERVICEの廃止により、会員または第三者が被った如何なる損害について、その理由を問わず一切の責任を負わないものとします。

第12条 (ONLYSERVICEの提供の制限)

1. 天災、地変、その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合、運営元の管理する設備もしくはシステムの保守などを定期的に行うまたは緊急に行う場合、あるいは運営元の管理する設備またはシステムの障害、その他やむを得ない事由が生じた場合、運営元は、自らの判断により会員に対するONLYSERVICEの提供の全部または一部を制限することができるものとします。なお、運営元は、本項の規定によりONLYSERVICEの提供を制限する場合、運営元が適当と判断する方法で事前に会員にその旨を通知または運営元のホームページ上に掲示するものとします。但し、かかるONLYSERVICEの提供の制限が必要な場合、またはやむを得ない事情により通知できない場合には、この限りではありません。

2. 運営元は、本規約等のONLYSERVICEの提供の制限によって生じた会員の損害につき一切の責任を負わないものとします。

第13条 (退会)

会員は、退会希望を書面または電話にて運営元に申し入れ、運営元が受理した日をもって、当該会員を退会することができるものとします。

第14条 (ONLYSERVICEの解約)

1. 会員は、毎月20日までに運営元が別途定める手続きを行うことで、BBN mobile Wi-Fiを、当月末日をもって解約できます。

2. 会員は、毎月末日までに運営元が別途定める手続きを行うことで、ONLY OPTIONを、当月末日をもって解約できます。

第15条 (ONLYSERVICEの強制解約)

1. 運営元は、会員の行為が次の項目のいずれかに該当すると判断した場合、事前に催告することなく会員資格を取り消すことができるものとします。この場合、すでに受領した料金などは払い戻ししないこととします。

2. 第16条の禁止事項に該当する行為があった場合。

3. 申込み内容に虚偽の記載内容が判明した場合。

4. 本サービスの利用料金の支払いを2カ月連続して怠り、運営元より通知したにもかかわらず会員からの意思表示がない場合 (ONLYムービー with U-NEXTは除く)。

5. 不正目的で本サービスを利用した場合。

6. 会員において破産、民事再生、会社更生、会社整理の申立があった場合。

7. その他、運営元が会員として不適当と判断した場合。

第16条 (禁止事項)

会員は、ONLYSERVICEの利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。

1. 他の会員、運営元もしくは第三者の財産、プライバシー、肖像権、知的財産権またはその他の権利を害する行為または害するおそれのある行為。

2. 他の会員、運営元もしくは第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、それらの者への不当な差別を助長し、又はその名誉もしくは信用を毀損する行為。

3. 他の会員、運営元もしくは第三者に不利益もしくは損害を与える行為、又は、そのおそれのある行為。

4. 他の会員もしくは第三者の個人情報の譲渡又は譲受にあたる行為、又は、そのおそれのある行為。

5. ID等を不正な目的をもって使用する行為。

6. コンピュータウイルス等の有害なプログラムを送信、掲載又は使用する行為。

7. 運営元が運営するONLYSERVICEの運営を妨げる行為、又はそのおそれのある行為。

8. 公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為。

9. 第三者になりすましてONLYSERVICEを利用する行為。

10. 法令に違反する行為または違反のおそれのある行為。

11. 本規約に違反する行為。

第17条 (損害賠償)

1. 運営元は、ONLYSERVICEを提供すべき場合において、運営元の責に帰すべき事由により、会員に対しONLYSERVICEを提供できなかったときは、ONLYSERVICEが利用不能にあることを運営元が知った時刻 (以下「障害発生時刻」といいます) から起算して、連続して24時間以上、利用不能であったときに限り、運営元は、その全く利用できない時間を24で除した商 (小数点以下の端数を四捨五入するもの) とします。) に日額利用料金を乗じて算出した額を発生した損害とみなし、会員に対し損害を賠償するものとします。その場合、当該障害発生時刻を含む月に係る月額料金の30分の1に、利用不能の日数を乗じた額を限度として、会員に現実発生した損害の賠償請求に応じるものとします。

2. 前項の規定以外の事由により運営元が損害を賠償する場合において、運営元は、債務不履行、不法行為、その他請求原因の如何を問わず、当該損害発生の原因となった事故発生時の直前の月における当該会員のONLYSERVICEの料金等1ヶ月相当額を限度として、その損害を賠償するものとします。但し、運営元の故意または重過失によらずに事業者会員に生じた損害については、運営元はその責を負わないものとします。

3. 前2項本文の規定にかかわらず、運営元が運営元の故意または重過失により、事業者会員以外の会員に生じた損害を賠償する場合においては、当該会員に現実生じた損害のうち通常の損害を賠償するものとします。

4. 会員が、本規約等に定める事項に違反したことにより、運営元が損害を被った場合には、運営元が当該会員の利用契約を退会したか否かに関わらず、当該会員は運営元に対して当該損害を賠償する責任を負うものとします。

なお、運営元が、会員と第三者との紛争、その他会員の責に帰すべき事由に起因して費用 (弁護士費用、承認費用、証拠収集費用およびその他の訴訟遂行上の合理的費用を含む) を負担することが想定される場合、運営元は、その費用を現実負担が生じる前であっても、損害の一部としてあらかじめ会員に請求することができるものとします。

5. 前項の規定は、法人またはその他の団体が当該法人またはその他の団体に所属する個人を会員として登録した場合において、当該個人が本規約等に定める事項に違反したことにより運営元が損害を被った場合には、その時点で当該個人が法人またはその他の団体に所属しているか否かに関わらず、当該法人または当該団体が当該損害を賠償する責任を負うものとします。

6. ONLYSERVICEに関する設備等にかかる電気通信事業者の提供する電気通信業務に起因して会員がONLYSERVICEを利用不能となった場合、利用不能となった会員全員に対する損害賠償総額は、運営元がかかる電気通信業務に関し当該電気通信事業者から受領する損害賠償額を限度とし、弊社は本条第1項に準じて会員の損害賠償の請求に応じます。

7. 前項において、損害の対象となる会員が複数ある場合、当該損害を被った全ての会員の損害に対する運営元の賠償すべき限度額は、運営元が受領する損害賠償総額を本条第1項により算出された各会員への賠償額で比例配分した額とします。

第18条 (個人情報の保護)

1. 運営元は、無料案内サービスおよびONLYSERVICEの提供を通じて会員から取得した個人情報を会員の同意のない限り、無料案内サービスおよびONLYSERVICEの目的以外で利用せず、また、漏えい、改変、滅失、毀損しないように厳重に保管するほか、「個人情報の保護に関する法律」の趣旨にしたがって管理するものとします。但し、以下の場合はこの限りではありません。

① 会員本人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、会員本人の同意を得ることが困難であるとき。

② 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、会員本人の承諾を得ることが困難である場合

③ 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

④ 裁判所、警察庁、警察、弁護士会、消費者センターまたはこれらに準じた権限を有する機関から個人情報についての開示または提供を求められた場合

⑤ 法令により開示または提供が許容されている場合

2. 個人情報の利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除請求は、会員本人、法定代理人または会員本人が委託した代理人に行うことができます。開示等の請求は、運営元の個人情報保護担当窓口にて受付します。

3. 個人情報に関する問合せ先は、以下となります。

株式会社ベネフィットジャパン個人情報保護管理者

電話番号 06 - 6223 - 9888 HP : <http://www.benefitjapan.co.jp/>

4. 個人情報に関する苦情、解決の申出先は、以下となります。

財団法人日本情報処理開発協会個人情報保護苦情相談室

電話番号 0120 - 700 - 779

第19条 (反社会勢力の排除)

1. 会員は、運営元に対してONLYSERVICEの契約成立日から将来にわたって、会員 (会員が法人の場合には、会員の役員および出資者 (以下「役員等」といいます)) が以下の各号に定める者でないことを表明し保証するものとします。

① 暴力団

② 暴力団の構成員 (準構成員を含む。以下、同様とする)、もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者

③ 暴力団関係企業または本条各号に定める者が役員等の地位にある団体若しくはこれらの団体の構成員

④ 総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊技能暴力集団またはこれらの団体の構成員

⑤ 前各号に準じるもの

2. 会員は自ら、または第三者をして以下の各号の何れかに該当する行為および該当するおそれのある行為を行わないことを誓約するものとします。

① 暴力的な要求行為

② 法的な責任を超えた不当な要求行為

③ 取引に関して、脅迫的な言動を行い、または暴力を用いる行為

④ 風説の流布、偽計若しくは威力を用いて運営元の信用を毀損し、または運営元の業務を妨害する行為

⑤ 前各号に準じる行為

3. 運営元は、ONLYSERVICEの利用契約成立後に、会員において第1項各号に定める表明および保障事項が虚偽若しくは不正確となる事由が判明若しくは発生すると合理的に見込まれる場合、または会員が前項に定める誓約に違反する事由が判明もしくは発生した場合には、催告・通知その他の手続きを要することなく、直ちに会員としての資格を失効し退会することができるものとします。

4. 本条による解除によっては、運営元の会員に対する損害賠償請求は何ら妨げられないものとします。

5. 本条による解除によって会員に生じた損害、不利益、その他一切の結果については、運営元は何ら責任を負わないものとします。

第20条 (免責)

1. 運営元は、ONLYSERVICEの内容、提供および会員がONLYSERVICEを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性、合法性等いかなる保証も行わないものとします。

2. 運営元は、会員がONLYSERVICEを利用して公開、保存等するデータ、ファイル、プログラム、アプリケーション、ソフトウェア、システム等 (以下「データ等」といいます) について、そのバックアップを行わないものとし、理由の如何を問わずデータ等が滅失または毀損 (改ざんを含みます。以下同じ) した場合には、これを復元する義務を負わないものとします。会員は、自己の費用と責任において、適宜、データ等のバックアップを実施するものと

します。

3. 運営元は、ONLYSERVICEの提供の遅滞、変更、中止もしくは廃止、ONLYSERVICEを通じて登録、保存、提供されるデータ等の滅失、毀損もしくは漏えい等、その他ONLYSERVICEの利用に関連して会員に損害が発生した場合は、運営元の故意または重過失による場合を除き、運営元が別途定める範囲においてのみ責任を負います。但し、運営元は、事業者会員に対しては一切の責任を負いません。

4. 運営元は、会員がONLYSERVICEを利用することにより第三者との間で生じた紛争等に関して一切責任を負いません。

第21条 (誹謗禁止)

会員は、本規約に基づき権利義務の一部または全部を第三者に譲渡、貸与、または質入等の担保権の設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。

第22条 (準拠法)

本規約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

第23条 (合意管轄)

本規約に関連して生ずる一切の紛争については、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。